

# 公益財団法人 日本ゴルフ協会 倫理規程

制定 平成 25 年 6 月 4 日  
一部改正 平成 29 年 1 月 1 日

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）の評議員、理事・監事、名誉会長・顧問・特別顧問、会員、委員会委員、事務局長・事務局職員、レフェリー、この法人が主催する競技の参加選手及びその指導者・トレーナー・キャディ・親族等のサポートスタッフ、その他この法人に関連する者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、この法人の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、よってこの法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (関係者の範囲)

第2条 この規程において、関係者とは、この法人の定款第 10 条に規定する評議員、同第 21 条に規定する理事・監事、同第 28 条に規定する名誉会長・顧問・特別顧問、同第 42 条に規定する会員、同第 43 条に規定する委員会委員、同第 50 条に規定する事務局長・事務局職員、レフェリー、この法人が主催する競技の参加選手及びその指導者・トレーナー・キャディ・親族等のサポートスタッフ、その他この法人に関連する者をいう。

## (関係者の基本的責務)

第3条 関係者は、法令を遵守することはもとより社会的規範を十分に認識し、この法人の定款第 3 条に規定する「目的」を達成するため、この法人の定款、関係規程及び関係規則に基づき、職務を公正かつ誠実に履行し、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

## (関係者の遵守事項)

第4条 関係者は、暴力、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントなどの行為を絶対に行ってはならない。

- 2 関係者は、ドーピング等薬物乱用などの行為を行ってはならない。
- 3 関係者は、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 5 関係者は、賭博若しくは八百長又はこれらにいかなる形でも関与してはならない。

- 6 関係者は、無免許運転、飲酒運転等の交通法規違反を行ってはならない。
- 7 関係者のうち、20歳未満の者は、飲酒及び喫煙をしてはならない。
- 8 関係者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 9 関係者は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引をしてはならない。
- 10 関係者は、この法人の業務に関連し、関係業者及びその職務の執行の対象となる者等から一切の不正な利益や便宜の供与を受ける等の社会的疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 11 関係者は、社会通念上妥当な範囲を越えて贈答、接待等を行い、又は受けてはならない。
- 12 関係者は、この法人の情報を適切に管理しなければならず、職務上知り得た情報を特定の者に対して有利に用いる等の不当な利用をしてはならない。
- 13 関係者は、他の関係者に対して、本条第1項ないし第12項に違反する行為を指示、教唆又は幫助してはならない。
- 14 関係者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、社会の信頼を確保するよう、法令を遵守した責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、この法人に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。